

議案第七七号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

三朝町国民健康保険条例の一部を次のように改正する

昭和二十九年九月二十六日
提出 原案可決

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和卅九年九月十八日 原案可決

三朝町議会議長

矢野秀雄



三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和三十四年三朝町条例第三号）の一部を次の通り改正する。

「第四章 保険給付の次に次の条を加える。

（一部負担金）

第五条 療養取扱機関について療養の給付を受ける被保険者はその給付を受ける際当該給付に要する費用の額の十分の三に相当する額を一部負担金として当該療養取扱機関に支払はなければならない。

附 則

この条例は昭和四十年一月一日から施行する。